

使用前検査申請書

廃炉発官R2第190号  
令和2年11月16日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 雨水処理設備等 関連設備 集水ピット抜出ポンプ（完成品） 12台 主要配管 雨水移送 集水ピット抜出ポンプから雨水回収タンクまたは 中継タンク入口ヘッダーまでの一部  ※ 実施計画Ⅱ.2.36.2.1 主要仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 （実施計画の変更認可年月日：令和2年7月8日）
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年1月12日 至 令和3年2月26日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和3年3月31日

## 工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和2年												令和3年																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
雨水処理設備等							▼																						
					—————																								
							⋮							☆	---	☆													
																△													

——— : 工事期間      ☆ : 使用前検査      △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

屋外（汚染水タンクエリア）

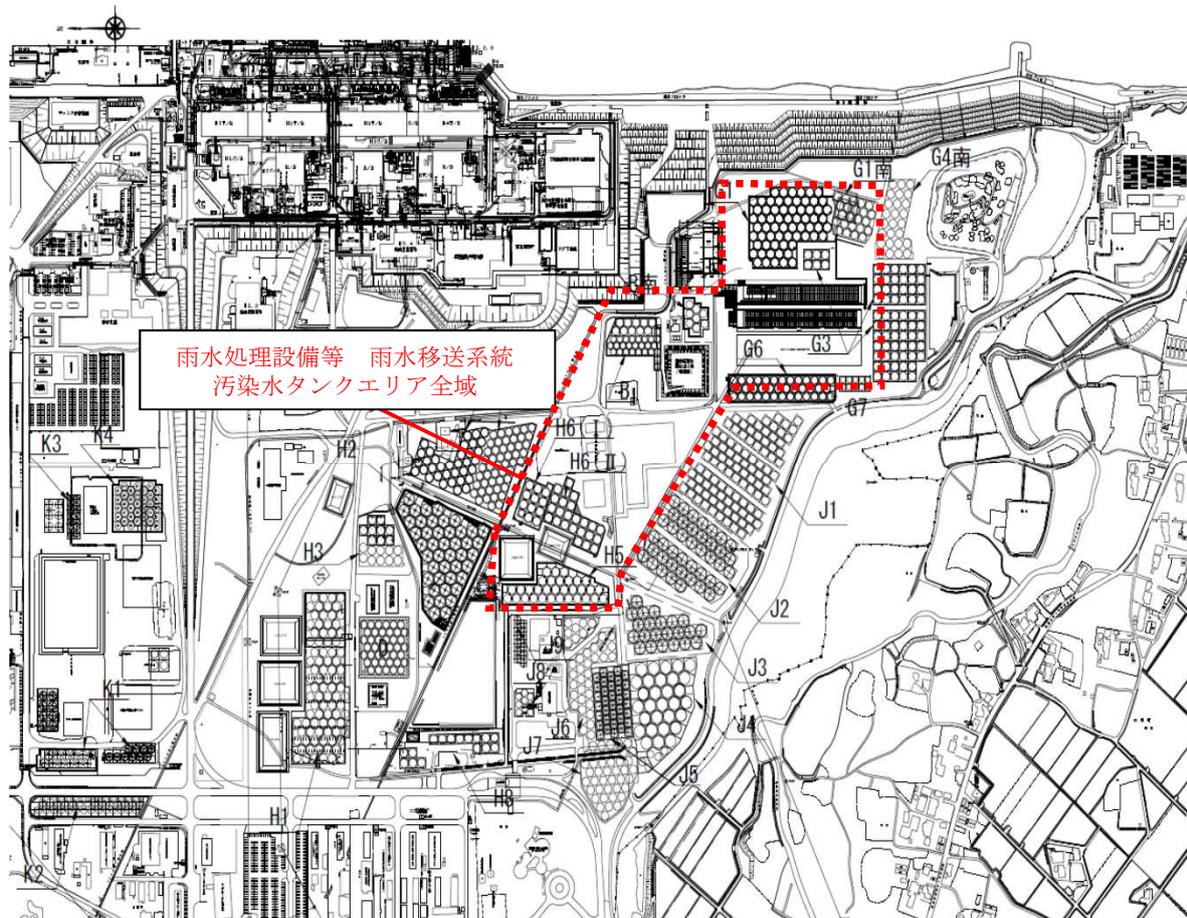
: 管理対象区域

別添－ 1 : 検査場所図

別添－ 2 : 検査範囲図

以 上

# 検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査範囲図

赤 検査対象

B:C353A3,C353A4  
G6:C353A5,C353A6  
G1:C353A7,C353A8

H5:C331C3,C331C4  
H6( I ):C331C1,C331C2  
H6( II ):C331C5,C331C6

